

令和6年度

手賀沼農地防災事業

泉揚水機場他測量業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局
手賀沼農地防災事業所

第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	手賀沼農地防災事業 泉揚水機場他測量業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)による他、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。				
(目的) 第1-2条	本業務は、国営総合農地防災事業手賀沼地区における泉揚水機場他の構造等にかかる検討に資するため、測量を行うものである。				
(場所) 第1-3条	本業務の施行場所は、柏市泉村新田地先外であり、別添「業務位置図」に示すとおりである。				
(業務概要) 第1-4条	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第2章に示すものとする。 ・泉揚水機場他測量 L=0.890km				
(一般事項) 第1-5条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業位置は、別添「業務位置図」のとおりであり、詳細は監督職員と協議のうえ決定するものとする。 (2) 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (4) 測量予定線については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。				
(配置技術者の確認) 第1-6条	共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。				
(保険加入) 第1-7条	受注者は、共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。				
第2章 作業条件 (作業基本条件) 第2-1条	測量作業の基本条件は、次のとおりである。 本測量の基準となる既知点は、次表のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>既設の基準点・水準点名</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>2級基準点 SNO.37</td><td></td></tr> </table>	既設の基準点・水準点名	備考	2級基準点 SNO.37	
既設の基準点・水準点名	備考				
2級基準点 SNO.37					

(貸与資料) 第2-2条	二等三角点 泉	
	1級水準点 SH-5	
	2級基準点 No.43	
(貸与資料の取扱い) 第2-3条	貸与資料は、次表のとおりとする。	
	資 料 名	数量
	手賀沼地区全体実施設計書 報告書	1式
(関連業務) 第2-4条	第2-1条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。	
	(1) 貸与資料は原則として複写転載を禁ずると共に、その取扱いは十分留意しなければならない。	
	(2) 貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。	
	(3) 使用する図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。	
	(4) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納しなければならない。	
	本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。	
第3章 作業内容 (作業項目及び数量等) 第3-1条	業務名	業務実施期間(予定)
	令和5年度 手賀沼農地防災事業 泉揚水機場他実施設計業務	令和6年3月～令和7年2月
	令和6年度 手賀沼農地防災事業 泉揚水機場送水路他実施設計等業務	令和6年6月～令和7年2月
(作業の留意点) 第3-2条	作業項目及び数量等は、別表1 測量作業項目内訳表のとおりとする。	
	測量作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。	
	(1) 線形決定 ア 計画路線の始点及び終点は、監督職員が現地で指示するものとする。 イ 線形は、地形図(1/2,500)上に路線選定で検討した資料を基に記入し、監督職員と協議のうえ決定するものとする。 ウ 決定した線形について、曲線要素、条件とすべき点を勘案し、線形計算を行うものとする。	
	(2) 中心線測量 ア 中心杭の間隔は、原則として50m間隔とし、地形の変化点等必要に	

	応じて追加点を設置するものとする。 イ 杭打ちが不可能な所では、固定物に打鉋等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。 (3) 縦断測量 縦断面図の縮尺は、縦$S = 1/100$、横$S = 1/500$とする。 (4) 横断測量 ア 中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、監督職員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。 イ 横断測量の縮尺は$S = 1/100$とする。 (5) 現地測量 現地測量の地図情報レベルは250とする。 (6) 仮BM設置測量 仮BMの設置は、監督職員の指示により行うものとする。 (7) 標高について 測量成果は、江戸川工事基準面(Y.P.)により整理すること。
(管理技術者) 第3-3条	(1) 管理技術者は、共通仕様書第7条によるものとし、測量士でなければならない。 (2) 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。
(業務写真における 黒板情報の電子 化) 第3-4条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信性憑確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(

	案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	共通仕様書第10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 現地作業着手の段階 第2回 中間打合せ 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 (2) 打合せの方法及び場所 方法:対面による打合せ 場所:関東農政局手賀沼農地防災事業所
第5章 成果物 (成果物の提出) 第5-1条	成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)
(成果品の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。

手賀沼農地防災事業所

泉揚水機場他測量業務 測量作業項目内訳表

作 業 項 目	作業条件	数 量	備 考
		泉揚水機場	
1. 3級基準点測量	耕地、平地、伐採なし、永久標識設置なし	N=6点	
2. 4級基準点測量	耕地、平地、伐採なし	N=13点	
3－1. 路線測量 作業計画	—	一式	
3－2. 路線測量 現地踏査	耕地、平地	L=0.89km	
3－3. 路線測量 線形決定	耕地、平地	L=0.89km	
3－4. 路線測量 中心線測量	耕地、平地、単曲線数:なし、測点間隔:50m、	L=0.89km	
3－5. 路線測量 縦断測量	耕地、平地	L=0.89km	
3－6. 路線測量 横断測量	耕地、平地、単曲線数:なし、測点間隔:50m、幅区分45～75m	L=0.89km	
4－1. 3級水準測量	耕地、平地	L=2.24km	
4－2. 水準点設置(永久標識以外)	—	N=10点	
5. 現地測量	耕地、平地、現地測量の地図情報レベルは250とする。	A=0.089km2	